

## 商法総則・商行為法Ⅱ 期末試験

〔第1問〕（配点：5点）

消費者契約と比較した場合の商人間契約の特徴に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号1の解答マーク欄にマークせよ）

商人間契約では、消費者契約と違い、契約当事者の間に情報・交渉力の点で（ア）と考えられるため、法による積極的な介入の（イ）といえる。このことから、商人間契約に関する法規定の定め方として、（ウ）。

- |            |         |                    |
|------------|---------|--------------------|
| 1. ア＝格差がある | イ＝必要が高い | ウ＝強行規定も定められる       |
| 2. ア＝格差がある | イ＝必要は低い | ウ＝強行規定も定められる       |
| 3. ア＝格差がある | イ＝必要が高い | ウ＝基本的に任意規定として定められる |
| 4. ア＝格差がない | イ＝必要は低い | ウ＝基本的に任意規定として定められる |
| 5. ア＝格差がない | イ＝必要が高い | ウ＝基本的に任意規定として定められる |
| 6. ア＝格差がない | イ＝必要は低い | ウ＝強行規定も定められる       |

〔第2問〕（配点：5点）

契約の成立に関する商行為通則のルールに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みがされた場合、申込を受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは効力を失う。
- イ) 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならない。
- ウ) 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときに、遅滞なく契約の申込みに対する諾否の通知を発することを怠ったときは、契約は成立しないものとみなされる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

商人間の売買における売買目的物の検査等に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

商法526条1項によれば、商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、（ア）その物を検査しなければならない。商法526条2項によれば、この検査によって、買主が、売買目的物が種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、（イ）その旨を売主に通知しないときは、その不適合を理由とする履行の追完の請求等を行うことができない。売買目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないことをただちに発見することができない場合において、買主が6か月以内にその不適合を発見しなかったときは、最高裁判所の判例によれば、買主は（ウ）。

- |             |          |                 |
|-------------|----------|-----------------|
| 1. ア＝6か月以内に | イ＝6か月以内に | ウ＝救済を受けられない     |
| 2. ア＝6か月以内に | イ＝ただちに   | ウ＝救済を受けられない     |
| 3. ア＝6か月以内に | イ＝6か月以内に | ウ＝契約を解除することができる |
| 4. ア＝遅滞なく   | イ＝ただちに   | ウ＝契約を解除することができる |
| 5. ア＝遅滞なく   | イ＝6か月以内に | ウ＝契約を解除することができる |
| 6. ア＝遅滞なく   | イ＝ただちに   | ウ＝救済を受けられない     |

〔第4問〕（配点：5点）

ファイナンス・リースに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁判所の判例は、ファイナンス・リース契約において、ユーザーによるリース物件の使用が不可能になったときには、ユーザーはそれ以後のリース料の支払いを免れるとする。
- イ) ファイナンス・リース契約では、一般に、リース業者はリース物件の品質の不適合による責任を負わないものとされる。
- ウ) 最高裁判所の判例は、ファイナンス・リース契約において、リース業者は、リース期間の途中でユーザーからリース物件の返還を受けた場合には、特段の事情のない限り、リース物件が本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値に相当する金額を清算する必要があるとする。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

解除特約と所有権留保に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

買主の破産手続開始申立て等を解除事由とする解除特約は、たとえば、代金の支払い前に買主について破産手続開始申立てが行われる場合に、売主が契約を解除し、破産手続の開始後に（ア）ことを期待して用いられる。最高裁判所の判例は、買主が売買代金の半分以上をすでに支払っていた事案で、買主について会社更生手続開始申立ての原因となるべき事実が生じたことを解除事由とする旨の特約は、（イ）であるとした。所有権留保は、解除特約と異なり、売主が契約を解除しなくとも効果を発揮するものである。所有権留保の目的物が転売された場合、（ウ）。

- |                 |      |                  |
|-----------------|------|------------------|
| 1. ア＝別除権として扱われる | イ＝無効 | ウ＝物上代位のルールが適用される |
| 2. ア＝別除権として扱われる | イ＝有効 | ウ＝物上代位のルールが適用される |
| 3. ア＝別除権として扱われる | イ＝無効 | ウ＝即時取得が生じる可能性がある |
| 4. ア＝取戻権を行使できる  | イ＝有効 | ウ＝即時取得が生じる可能性がある |
| 5. ア＝取戻権を行使できる  | イ＝無効 | ウ＝即時取得が生じる可能性がある |
| 6. ア＝取戻権を行使できる  | イ＝有効 | ウ＝物上代位のルールが適用される |

〔第6問〕（配点：5点）

動産売買の先取特権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 動産売買の買主が売買目的物を転売して相手方に引き渡した場合、売主は、動産売買の先取特権を、転売された売買目的物について行使することはできない。
- イ) 動産売買の先取特権の物上代位のためには、先取特権者は「払渡し又は引渡し」の前に差押えをしなければならない。最高裁判所の判例によれば、買主Aが売買目的物を転売した後で、その転売の代金債権をAの一般債権者が差し押さえれば、ここでいう「払渡し又は引渡し」があったことになるため、売主は物上代位ができなくなる。
- ウ) 最高裁判所の判例によれば、動産売買の先取特権の存在する動産が、譲渡担保権の目的物である集合物の構成部分となった場合、動産売買の先取特権の方が譲渡担保権よりも優先する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

商人間の留置権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。(解答番号7の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 商人間の留置権が成立するためには、留置の目的物と被担保債権の間に牽連性が必要である。
- イ) 最高裁判所の判例によれば、商人間の留置権は不動産については成立しない。
- ウ) 商人間の留置権は、債務者の破産によって特別の先取特権とみなされる。その場合にも留置的効力は消滅しないというのが、最高裁判所の判例である。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

旅行業者に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ)それぞれの記述は独立しているものとする。(解答番号8の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 旅行業者は、手配旅行について、旅程管理義務を負う。
- イ) 旅行業者は、旅程管理義務を負う場合、オーバースタックによって旅行者が当初予定されていた宿泊施設に宿泊することができなくなれば、代わりになる宿泊手段を確保する義務を負う。
- ウ) 旅行業者は、旅程管理義務を負う場合、旅行業者が手配した運送機関による運送サービスによって旅行者が損害を被れば、その責任をただちに負うものとされる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第9問〕（配点：5点）

商法 551 条以下に定められる問屋に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記 1 から 6 までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号 9 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 問屋とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。
- イ) 問屋が委託者の指定した金額よりも低い価格で販売をした場合において、委託者の指定した金額と販売価格との差額を問屋自らが負担するときは、その販売は委託者に対してその効力を生ずる。
- ウ) 最高裁判所の判例は、問屋が委託の実行として売買をし、これによってその相手方に権利を取得した後、その権利を委託者に移転しない間に破産した場合には、委託者はその権利について取戻権を行使することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

消費者契約法に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記 1 から 6 までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号 10 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 事業者の故意・重過失による債務不履行責任・不法行為責任の一部を免除する条項は、消費者契約法によって無効とされる。
- イ) 消費者契約法が定める消費者の取消権の行使期間は、取消権の行使期間に関する民法の規定によって定められる。
- ウ) 不動産賃貸借契約の更新料条項に関する最高裁判所の判例は、更新料条項が、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものにはあたらないとする。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各事例のうち、消費者契約法にもとづく取消しができると考えられるものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) Aさんは、エステサロンで「このままだと1年後には必ず肌がボロボロになる」と言われ、3か月60万円の美肌コースの契約の申込みをした。Aさんは、この契約の申込みの意思表示を取り消したい。
- イ) Aさんは、街頭で英会話学校の勧誘を受け、英会話を習う契約の申込みをした。勧誘の際には講師が全員アメリカ人であると聞いていたのに、実際にあたった講師はカナダ人だった。Aさんは、この契約の申込みの意思表示を取り消したい。
- ウ) Aさんは、自宅を訪ねてきた業者から「床下が湿っており、このままでは家が倒壊する危険がある」と告げられ、床下に換気扇を設置するよう勧誘されたため、その工事の施工契約の申込みをした。しかし、実際には床下は湿っていない。Aさんは、この契約の申込みの意思表示を取り消したい。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

学納金返還訴訟に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

学納金返還訴訟に関する最高裁判所の判例は、学納金の不返還特約のうち、入学金に関する部分については、入学金は（ア）の性質を有するとした。授業料等に関する部分については、在学契約の解除が（イ）であれば、原則として大学に損害が生じたということはできず、（ウ）とした。

1. ア＝在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定め  
イ＝学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点以後に行われたの  
ウ＝不返還特約はすべて無効となる
2. ア＝在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定め  
イ＝当該大学が合格者を決定するにあたって織り込み済みのもの  
ウ＝不返還特約はすべて無効となる
3. ア＝在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定め  
イ＝学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点以後に行われたの  
ウ＝不返還特約はすべて有効となる
4. ア＝学生が大学に入学しうる地位を取得する対価  
イ＝当該大学が合格者を決定するにあたって織り込み済みのもの  
ウ＝不返還特約はすべて有効となる
5. ア＝学生が大学に入学しうる地位を取得する対価  
イ＝学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点以後に行われたの  
ウ＝不返還特約はすべて有効となる
6. ア＝学生が大学に入学しうる地位を取得する対価  
イ＝当該大学が合格者を決定するにあたって織り込み済みのもの  
ウ＝不返還特約はすべて無効となる



〔第13問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）業者が営業所等以外の場所で呼び止めて営業所等に同行させた者と営業所等で申し込みを受ける場合（いわゆるキャッチ・セールス）は、訪問販売に含まれる。
- イ）訪問販売については、クーリング・オフに加えて、中途解約権が定められる。
- ウ）通信販売については、クーリング・オフは定められていない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）が定めるクーリング・オフに関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）クーリング・オフとは、業者が不実告知等を行ったことを理由として、消費者が契約の申込みの撤回等を行うことができるという制度である。
- イ）クーリング・オフは、電磁的記録によって行うこともできる。
- ウ）業者が申込書面・契約書面を交付しないかぎり、クーリング・オフ期間は経過しない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

割賦販売法に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 割賦販売では販売業者が購入者に信用を供与するのに対して、信用購入あっせんでは販売業者とは別の者が購入者に信用を供与する。
- イ) クレジット・カードによって商品を購入する場合でも、翌月一括払いであれば、包括信用購入あっせんには該当しない。
- ウ) 包括信用購入あっせんで購入した商品に欠陥がある場合、購入者は、そのことを理由として信用購入あっせん業者に対する代金の支払いを拒むことはできない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

物品運送契約に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 物品運送契約の法的性質は、委任ではなく、請負である。
- イ) 物品運送契約は荷送人と荷受人を当事者とする契約であり、荷受人は物品運送契約の当事者ではない。
- ウ) 利用運送事業者Aが荷送人Bから引き受けた運送の一部を実運送事業者Cに委託する利用運送の場合、AB間で運送契約が締結されるのに加えて、BC間で運送契約が締結される。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

物品運送契約上の権利・義務等に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号 17 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 運送品がその性質または瑕疵によって滅失し、または損傷したときは、荷送人は、運送賃の支払を拒むことができる。
- イ) 荷送人は、運送人の請求により、送り状を交付しなければならない。送り状の法的性質は、有価証券ではなく、証拠証券である。
- ウ) 運送品が到達地に到着し、荷受人が運送品の引渡しを請求した後も、荷送人は運送人に対して荷受人の変更を請求することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

物品運送契約の運送人の責任に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

運送品の滅失・損傷・延着によって生じた損害についての運送人の損害賠償責任を定める商法575条は、債務不履行責任に関する民法415条（ア）ものと考えられる。商法576条1項は、運送品の滅失または損傷の場合の損害賠償額を定型化する規定である。最高裁判所の判例は、運送品が全部滅失したにもかかわらず荷送人または荷受人に全く損害が生じない場合には、運送人は、（イ）とする。高価品の特則に関する商法577条1項は、運送人の不法行為責任について（ウ）。

1. ア＝を具体化した  
イ＝商法576条1項の定める額について責任を負う  
ウ＝準用される
2. ア＝を具体化した  
イ＝責任を負わない  
ウ＝準用される
3. ア＝を具体化した  
イ＝商法576条1項の定める額について責任を負う  
ウ＝準用されない
4. ア＝と異なるルールを定める  
イ＝責任を負わない  
ウ＝準用されない
5. ア＝と異なるルールを定める  
イ＝商法576条1項の定める額について責任を負う  
ウ＝準用されない
6. ア＝と異なるルールを定める  
イ＝責任を負わない  
ウ＝準用される

〔第19問〕（配点：5点）

運送人の責任の消滅等に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号 19 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは運送人の責任が消滅するという商法のルールは、運送品の損傷および一部滅失について定められているが、全部滅失については定められていない。
- イ) 荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは運送人の責任が消滅するという商法のルールは、運送人の不法行為責任については準用されない。
- ウ) 旅客の生命または身体の傷害による運送人の損害賠償責任を免除し、または軽減する特約は、運送の遅延を主たる原因とする生命または身体の傷害による責任についてのものも含め、無効である。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

旅客運送・倉庫営業・場屋営業に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、マークせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。（解答番号 20 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 旅客運送において、運送人が引き渡しを受けていない手荷物（身の回り品を含む）の滅失・損傷については、運送人は、自己に故意・過失がないことを証明しない限り、責任を負う。
- イ) 倉庫寄託契約に保管期間が定められる場合、保管期間の間は、やむを得ない事由がある場合を除いて、寄託者からの寄託物の返還請求はできない。
- ウ) 場屋営業者は、客から寄託を受けた物品の滅失または損傷については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償責任を免れない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

<以下余白>

[解答]

[第1問] 4 [第2問] 4 [第3問] 6 [第4問] 2 [第5問] 5  
[第6問] 1 [第7問] 3 [第8問] 2 [第9問] 5 [第10問] 1  
[第11問] 3 [第12問] 6 [第13問] 6 [第14問] 5 [第15問] 4  
[第16問] 1 [第17問] 2 [第18問] 2 [第19問] 1 [第20問] 3